

平成28年度 第3回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年6月6日(月) 9時00分から10時40分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (13人)

会 長 藤瀬 宏 会長職務代理者 江頭 利民

1 番委員 武富 政敏 2 番委員 武富 澄男

3 番委員 江頭 幸典 4 番委員 北原 靖章

5 番委員 大串 俊實 6 番委員 関川 況一郎

7 番委員 古賀 健則 8 番委員 百武 昭弘

9 番委員 淵上 正昭 10 番委員 岸川 富差子

11 番委員 澁谷 洋子

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (1 件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (1 件)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見
について (1 件)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積
計画の決定について (10 件)

議案第4号 農業委員会の適正な事務実施に係る「平成27年度の目標
及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「平成

28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について

議案第5号 農業委員会法改正に伴う農業委員会のあり方について

- ① 農地利用最適化推進委員会の設置について
- ② 農業委員定数について
- ③ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の地区割りにについて
- ④ 選考委員会の設置について

5. その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 百武 一治
係 長 宮本 大樹
主 事 補 諸富真純

7. 会議の概要

事務局	只今から平成28年度第3回総会を開催いたします。 はじめに、藤瀬会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	【会長挨拶】
局長	ありがとうございました。本日の出席委員は13名中13名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
局長	それでは、江北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は藤瀬会長にお願いします。
議長	これより議事に入ります。
議長	まず日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
議長	江北町農業委員会会議規則第10条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご意義ありませんか。

(異議なし)

議長 それでは、1番武富政敏委員、2番委員武富澄男委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の諸富主事補を指名いたします。

議長 それでは日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは報告第1号をご覧ください。
今月の農地法第18条第6項の規定による届出は、1件です。

【議案朗読、説明】

事務局 以上、受付番号1番は、いずれの内容について議案書記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。以上で報告並びに説明を終わります。

議長 ただいまの事務局の説明について質問のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長 それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議案に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、1議案1件でございます。
受付番号1番は有償移転に関する件、であります。

事務局 受付番号1番は、議案書にありますとおり、すべての農地を有効利用すること、機械・労働力・技術、周辺地域との関係などをみても問題なく、また農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

事務局 以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長

それでは、受付番号1番を私が行います。

議長

受付番号1番は3条有償移転ということで、協力委員と現地調査を行いました。農業公社を通じて譲渡人との売買後、すぐ別の売買契約がされた件ですが、整備、管理されておりましたので問題はないと思います。審議の程よろしく願いします。

議長

それでは、これより質疑に入ります。

議長

ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のあるかたは挙手をお願いします。

副会長

今年の2月に売買を行い、6月に転売するということではできるのか。

事務局

一作も満たない状態での転売ですが長い間、譲渡人が耕作をされており、譲受人が今度の米から耕作されるということで、短期間での転売は好ましいことではないですが、農業公社にも確認をしたところ登記目的ということではなく、耕作上の不都合という理由なので問題ないかと思えます。

副会長

譲渡人が購入した額と売却した額はいくらか。

事務局

この件に関しましては、売買価格は同じです。

5番委員

税金対策はどう考えてあるのか。

事務局

譲受人の知り合いの弁護士に相談をされたところ、税金なしで売買することです。

議長

他にありませんか。

(質問、意見なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号は原案の通り決定いたしました。

議長 次に、日程2、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による強化申請に対する意見について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

議長 それでは、第2号の議案書をご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は1議案1件です。

【議案の朗読、説明】

事務局 以上、受付番号1番は、共に立地基準・一般基準に問題はないため、許可することに支障はないと考えます。

議長 以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 それでは、受付番号1番を江頭利民委員をお願いします。

副会長 先程、事務局から説明がありましたが私も本人に直接、話を伺いました。開店したのが平成15年9月18日と言われましたが、平成21年に増設となっております。

事務局 固定資産税を調べたところ平成22年から支払われていましたので、平成21年に増設されたのかと思います。

副会長 現地も確認しましたところテプラではありますが、平成15年に開店と店舗にもありましたので、無届出で畑に増設したことを言われました。

副会長 8月31日をもちまして閉店するというので、店舗のプレハブをそのまま倉庫に使用したいということで、今回、転用届の申請を行ったということです。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

議長 ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 説明をしてもらいましたが、もともと倉庫ではなく店舗として増設したのではないのか。

事務局 そうです。店舗として増設してあります。今後は閉店するということでしたので、自宅用の倉庫として県に申請する予定です。

5 番委員 周辺地域で無断転用しているということはわからなかったのか。今回の件を本人に説明をしたうえで今後そういうことがないようにしておかないと、別の地区で同じようなことがあった場合に、口論になったりする可能性もないとは言えないと思います。何か取り決めというものなどはありますか。

事務局 取り決めというものはなく、別件では申請されたが転用目的以外の物を建てようとして、相談に来られたことはありました。

5 番委員 今回の場合は、別件に比べたら悪質ではないという判断なのか。

事務局 いいえ、悪質度合いは同じです。

5 番委員 そういうことであれば不平等にならないようにしなければいけないと思います。事務局から注意はされてあるのか。

事務局 文書の方で本人に今後、同じことがないようにということと、側溝に泥をかぶせて増設されてあるので撤去の方をお願いしております。

副会長 側溝の件で本人からは以前、下水道の工事をした際に自宅前の里道の傾斜が少しへこみ、雨の日に水たまりができて車が通ると店舗にも飛散するのでどうかしてほしいと役場の方をお願いをしているようですが、まだ返事がないということです。

事務局 その件に関しましても、本人から下水道の工事を行い、増設した際に勾配が変わり流れなくなったと言われました。流れなくなったから側溝を埋めていいというわけではないので、側溝の泥を取ってもらい様子を見ていきたいと思います。流れなかった場合は今後、建設課の方とも相談し改善策を出したいと思います。

議長 今回の件は違反転用ということで県の方には、始末書を提出するということですが今後、このようなことがないようにわれわれ農業委員と協力委員、事務局と共に農地の管理、現地確認をしていただきたいと思います。

議長 他にございませんか。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 次に、日程第2、議案第3号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案をご覧ください。

江北町長より平成28年6月6日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

所有権移転の計画が4件、利用権新規の計画が2件、利用権の再設定の計画が4件です。

所有権移転が10,148平方メートル、利用権新規が10,811平方メートル、利用権再設定が4,765平方メートルです。

【議案朗読、説明】

事務局 以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

それでは、受付番号1番から4番を事務局に、5番を関川委員に、6番から7番を私が、8番を大串委員に、9番を大串委員と武富政敏委員に、10番を大串委員にお願いします。

事務局 受付番号1番から4番は売買についての案件です。受付番号1番は、地域の所有者から佐賀県農業公社に売り渡され、地域の農業者が購入されるというこ

- 事務局
とです。この案件は昨年の11月に決定しておりましたが、スーパーL資金の融資枠がありませんでしたので借り入れができず、今年度の4月を待って売買契約をされるということです。
受付番号2番につきましては、地域の所有者から佐賀県農業公社に売り渡され、地域の法人が購入されるということです。
受付番号3、4番につきましては、地域の所有者の田でしたが2筆を1人1筆ずつ購入されるということです。売買価格はお互い900,000円ということです。
- 6番委員
受付番号5番については利用権の再設定ということで、協力委員と現地調査をしました。現在は麦の収穫を終えられ継続して耕作をされており問題ないと思います。
- 会長
受付番号6番、7番は利用権の再設定ということで協力委員と現地調査を行いました。すべての要件を満たしていると判断いたしました。審議の程よろしくをお願いします。
- 5番委員
受付番号8番は利用権の新規ということで、所有者の二男が亡くなられ長男が農業従事者ではなく、農業がわからないということで八町北区農事組合法人に貸付けをされたということです。
受付番号9番は利用権の新規ということで、所有者が農地を手放したいということでしたので、八町北区農事組合法人が今後、管理していくということです。
受付番号10番は利用権再設定ということで、継続して麦も耕作されており管理、整備されておりました。何ら問題はないかと思えます。
- 1番委員
受付番号9番は利用権の新規ということで、協力委員と現地調査を行いました。麦が作付けされており何ら問題はないかと思えます。審議の程よろしくをお願いします。
- 議長
ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。
ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 6番委員
受付番号1番の件ですが、佐賀県農業公社が買い受ける議案と売却する議案は同時に総会にだしてはいけないのか。

事務局 そうです。来月に佐賀県農業公社から地域の農業者が買い受ける手続きをいたします。手続き上、1, 2か月空白期間がでてしまいますがその間は、買い受ける農業者が農作業をしても問題ないということです。

7番委員 受付番号2, 3, 4番の売買価格は同じ地区で字が違うだけだが、30万円も差が付くものか。

事務局 売買価格は土地所有者と買受予定者が協議を行い決定するようになっております。土地の場所や地形などによって変わってくるのではないかと思います。

2番委員 佐賀県農業公社が購入した額と売却した額は同じなのか。

事務局 佐賀県農業公社が購入した額に手数料を加えて価格を決定するようになっております。

議長 他にありませんでしょうか。よろしいですか。議案第2号については、八町北区農事組合法人の役員の大串委員が借受人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席していただくようお願いします。
大串委員には、関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(大串委員 退席)

議長 それでは採決いたします。議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長 採決多数ですので、議案第3号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

(大串委員 入席)

議長 次に、日程第2、議案第4号の農業委員会の適正な事務実施に係る「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の計画(案)」を、議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、第4号議案書をご覧ください。

これは、農業委員会の適正な事務実施ということで義務付けられております、農業委員会の活動についての活動計画及び点検・評価を行うものです。

内容については、4月の総会時に平成27年活動の点検・評価（案）並びに平成28年度活動の計画（案）をお配りしてご確認いただいていることと思いますので割愛をさせていただきますが、概要を申しますと農地法3条、4条、5条、並びに基盤強化法に基づく権利の設定関係、また遊休農地対策等にかかる法令事務に関する事務、及び担い手の育成・確保、農用地の利用集積等にかかる促進事務に関する事務についての点検・評価及び活動計画となっております。

なお、4月20日から5月20日までの30日間において地域の農業者の意見を募集いたしました。特に農業者から寄せられた意見はありませんでしたので、平成27年度活動の点検・評価、並びに平成28年度の活動計画については、原案のとおり決定し公表したいと考えております。

また、平成22年度から実施しております農地制度円滑化事業費補助金ではこの点検・評価及び活動計画を策定し公表することが必要条件となっております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長

それでは、これより質疑に入ります。

議長

ただいまの事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（質問、意見なし）

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成多数）

議長

賛成多数ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程第2、議案第5号の「農業委員会法改正に伴う農業委員のあり方

議長

について」を、議題に供します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

諮問項目1点目の「農地利用最適化推進委員の設置について」、5月総会において協議された内容により、事務局で箇条書きにとりまとめました。結論としては、推進委員を委嘱せず、現在の体制を維持するというところでまとめています。

諮問事項2点目の「農業委員会定数について」、事務局案としては現行のまま13名とすることを提案いたします。法律上の定数の上限は27名ですが、現行の13名の定数を変える場合は理由が問われると考えます。事務局案はあくまでたたき台ですので、定数増減を含め、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

諮問事項3点目の「農業委員の地区割りについて」、事務局案としては各大字に最低2名を配置とし、惣領分・佐留志地区については下惣・野口に1名配置し、2.5名とすることを提案いたします。地区割りの案としまして資料1にあります、委員①岳・上区、委員②石原・観音下、委員③大西・東区、委員④南郷、委員⑤新宿・東分・西分、委員⑥土元・門前・花祭・白木、委員⑦八町北、委員⑧八町中・南、委員⑨江口・正徳、委員⑩祖子分・馬場・上惣、委員⑪下惣・野口、委員⑫下分・宿、委員⑬上分と示しております。各委員の担当面積が大きく異なりますが、地域性を踏まえ割り振りを行っております。これについてもあくまでたたき台ですので、委員の皆様にご意見をお伺いしたいと思います。

諮問事項4点目の「選考委員会の設置について」、事務局案としては副町長・産業課長・区長会6名の8名で構成することを提案いたします。区長会6名の選出については、利害関係者が含まれると公平な選考が出来ない可能性がある為、農業者以外から選出したいと考えております。また、選考委員会は平成29年5月に開催予定ですので、年度替わりで区長が変わられるところについては、前区長を地域に精通するものとして選出したいと思います。これについてもあくまでたたき台ですので、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

議長

それでは、これより協議に入ります。

ただいま事務局の諮問項目について説明がありましたが、項目ごとに委員の皆様よりご意見を賜りたいと思います。

議長 諮問項目の2点目の「農業委員定数について」ご意見ありませんか。

9番委員 今現在、委員の皆さんで担当地区の範囲が広く一人ではできないという方がいれば増やして、いなければそのままでいいのかなと思います。私は4地区で中山間を担当しておりますが、面積は広いですが農地も少なく、農業者数も昨年3名減したりして、1人でも大丈夫かなと思っております。

7番委員 山口の2名は先程、事務局から説明がありました委員⑤、⑥の地区ということですか。

事務局 そうです。中山間地を含むところと平坦部という分け方をしています。

8番委員 現在の農業委員は13名ですが、以前の農業委員は何名で活動されていたのですか。

事務局 4期前が16名です。

6番委員 現在、上小田は石原・観音下を私が、岳・上区を11番委員の2人で担当しておりますが、上小田では面積は狭いが筆数が多く、どの地区を担当するかにより筆数の差も大きくあります。例えば担当地区を上区と観音下と変えて現地調査や農地状況の把握を効率化できるのであれば担当地区を変えて、農業委員の活動を行っていくというのもいいのではないかと思います。

議長 今回の案件にも10年以上の無断転用、短期間での転売などもありました。担当地区の状況把握が今回は、出来ていなかったのが反省をし、今後とも協力委員と共に農地の管理を行っていただきたいと思います。

9番委員 農業委員の改正により非農業者の方が農業委員として今後、活動していくようになると思うのですが、協議の仕方などわからない状態で活動するのは少し不安なところがあるのかなと思います。どこで、非農業者の方をカバーしていくのか。

事務局 農外から1人以上は農業委員とすることと通達がされており、今後、どのようにカバーをしていくかと考えまして、事務局案としましては負担が少ない地区を担当してもらうようにした方がいいのではと思います。総会に出席をして協議をする場合は問題ないかと思いますが、農業者から相談を受けたりもしますので現場活動をどうカバーしていくかが問題になってくるのではないかなと思います。

- 9 番委員 農外から農業委員になられるということですので基本は今までどおり、農業委員がしていた活動をしてもらわないといけないですが、先程、事務局からあまり負担にならないところを担当してもらおうと言われましたけど、地区の生産組合長がおられるので負担にならないところではなく、住んでいる地区や相談しやすい組合長の地区を担当してもら方がいいのではないかなと思います。
- 5 番委員 一般は農業者の方が応募をされてその中から選出されますが、公募数が足りなかった場合、農業委員はどう選出していくのか。
- 事務局 今回から農業委員は公募と推薦で、農外の方は推薦で選出していくようになり、婦人会などから選出してもらえないかと考えております。
- 5 番委員 元農業者で現在は離農されてある方でもいいのか。
- 事務局 よろしいです。
- 2 番委員 選考委員会の区長会 6 名は農業者外の方を選出するようになっているが農業者の方がいいのではないのか。
- 事務局 農業者の方が選考委員になりますと利害関係者が含まれますと公平な選考ができない可能性がでてきますので、農業者以外から選出したいと考えております。
- 5 番委員 農業者以外からでもいいのだが農業との接点がないと評価しようがないのかなと思います。
- 事務局 書類選考である程度、選出し選考会で選任していくようになるかと思えます。
- 議長 議案第 5 号につきまして、事務局で案を作成していただいておりますが、来月の総会までに委員の皆様で担当地区に周知を行い、ご意見をいただきたいと思えます。
- 事務局 事務局の提案ですけど次回、推薦団体の一覧を選出して、選考委員会の設置要領をどういった基準で農業委員の選出を行うか決めていきたいと思っております。
- 9 番委員 5 月の総会で配布されたスケジュールに 7 月頃、先進地視察研修を予定してありましたが、農業委員で場所等を決定して研修を行うのですか。

事務局

現在、候補地を選定しており、日時が8月1日～2日を予定しております。場所は2カ所、選んでおりまして福岡県内です。

9月が諮問事項に対する答申の最終ですので、視察研修後は2回総会があります。

議長

他にありませんか。

各委員にさまざまなご意見を伺いましたが、このことを事務局で取りまとめ、7月の総会時に答申（案）として提示したいと思います。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第3回総会を閉会いたします。

10:40 閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会 会 長

(議事録署名委員) 1 番委員

2 番委員

(会議書記) 事務局職員

